

デジタル技術等を活用した地域課題等の解決に向けた提案に係る質問に対する回答

令和8年6月8日

徳島県企画総務部情報政策課

| No | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>実証実験のシステム稼働に必要な LLM(Claude や Gemini 等)の API 利用料や、クラウドサーバーの従量課金費用は、「役務費」と「使用料及び賃借料」のどちらに計上すべきでしょうか。</p> <p>また、独自の API サービス等で他社との同仕様での相見積もりが物理的に不可能な場合、選定理由書を提出すれば 1 件 100 万円以上でも対象となりますでしょうか。</p> | <p>本事業の実証実験に必要な API 利用料およびクラウドサーバーの従量課金費用につきましては、いずれも「使用料及び賃借料」への計上を基本とします。</p> <p>また、独自のソリューション等で他社との相見積もりが困難な場合においては、客観的な選定理由書(特命理由書)を提出いただき、県が認めた場合は、1 件 100 万円以上であっても補助対象経費として認める予定です。</p> <p>経費の区分や対象範囲の詳細につきましては、採択後に示す補助金交付要綱等に基づき精査します。</p> |
| 2  | <p>「単なる企業の PR や営業活動に活用される広報費は対象外」とありますが、本実証実験の成果を広く波及させることを目的として開催する「成果報告会(ハイブリッド配信)」への集客(県内外の関係者向け)を目的とした WEB 広告費は、本事業に係る広報費として対象に認められますでしょうか。</p>   | <p>本実証実験の成果を広く波及させることを目的として開催する「成果報告会(ハイブリッド配信)」への集客(県内外の関係者向け)を目的とした WEB 広告費は、本事業の実証実験の遂行に直接必要な経費とは認められないため、補助対象外となります。</p> <p>なお、実証実験の実施そのものに直接必要不可欠と認められる広告費につきましては、補助対象経費(役務費等)として計上可能です。</p>   |
| 3  | <p>本審査について「対面実施を予定」とありますが、代表者のやむを得ない出張等の事情がある場合、オンライン(Web 会議システム等)での参加または代替日での実施は認められますでしょうか。</p>   | <p>審査の公平性を担保するため、本審査(プレゼンテーション)は募集要項のとおり、指定の日時における「対面実施」を原則とし、代替日での実施は認められません。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により一部の出席者がオンライン参加となる場合については、個別に判断しますので、事前に事務局へご相談ください(主説明者が対面出席することとします)。</p>   |
| 4  | <p>情報教員不足・情報教育担当教員への負担集中に対し、SPACEBLOCK で遠隔専門人材が現地ハードを制御し、生徒が手元で学ぶ実証は、教育分野の対象ですか。</p>  | <p>ご提案の趣旨が、本県における情報教員不足や教員の負担軽減という具体的な地域課題の解決に資するものであれば、教育分野の対象となります。</p>   |

| No | 質問内容  | 回答   |
|----|---|--|
| 5  | <p>阿南市教育委員会を実証フィールド窓口とする場合、提案時点では市教委との協議中・承諾済の記載で足り、実証校等の個別調整・同意取得は採択後 WG で具体化する理解でよいですか。例えば、各ワーキンググループでの検討の結果、特定の日に1回のみ実施する、あるいは1週間にわたり実証実験を行うといった方法も選択することが可能でしょうか。</p> | <p>ご認識の通り、提案段階においては、実証フィールドの窓口となる市町村(教育委員会等)との事前調整や承諾(連携の方向性)が得られている旨の記載があれば、個別の実証校等の選定や詳細調整は採択後のワーキンググループ(WG)において具体化していくことで差し支えありません。</p> <p>また、実証実験の実施期間や頻度(1回のみ、あるいは1週間等)についても、採択後のWGでの協議に基づき、課題解決に最も効果的な手法を柔軟に選択することが可能です。</p>     |
| 6  | <p>実証校へ設置・貸与するSPACEBLOCK 本体、センサー・通信機器、遠隔操作ソフト、送料・設置・保険料等は、専ら本実証で用いる場合、補助対象経費として計上可能ですか。</p>   | <p>専ら本実証実験の実施のために使用・消費されるものであれば、需用費(消耗品費)、備品購入費、使用料及び賃借料(ライセンス料等)、役務費(送料・保険料等)として補助対象経費に計上可能です。ただし、本事業終了後も事業者が汎用的に使用できる資産とみなされる場合は対象外となる場合があります。</p>   |
| 7  | <p>令和6・7年度から阿南市教委・阿南高专・AVADで実施してきた情報教員不足解決の取組を、本提案の実績・調整状況・令和8年度実証の基盤として記載してよいですか。</p>  | <p>記載いただいて差し支えありません。</p>   |
| 8  | <p>“企画段階の事前打診・調整…”について、徳島県のご担当者様から実証フィールドのご紹介等のご支援をいただくことは可能でしょうか</p>   | <p>公募の公平性を担保するため、提案募集の段階において、県から特定の応募者に対して個別の実証フィールド(市町村)の紹介や仲介を行うことは原則としていたしません。応募者自身において、別紙「提案を期待する課題の例」等を参考に、市町村への事前打診・調整を行っていただきますようお願いいたします。</p>  |
| 9  | <p>記載のある計4回(想定)のWGはオンライン or リアル開催など、開催形式に指定はございますでしょうか</p>  | <p>開催形式につきましては、参画者の意向を踏まえて、開催しやすいように柔軟に対応することを想定しております。</p>  |
| 10 | <p>イメージ図内のWG協議事項欄に“視座が高い議論”との記載がございますが、貴県がご期待される具体的な議論内容のご想定があればご教示いただけますでしょうか。</p>   | <p>本事業における「視座の高い議論」とは、単なる実証実験のスケジュール管理や作業手順の確認といった細部の実務調整に留まらず、「その実証実験を通じて、地域課題がどのように根本的に解決・変革されるのか」、「次年度以降に、自立した持続可能な事業として社会実装(マネタイズや運用の効率化等)していくためのビジネスモデルや体制をどう構築するか」といった、将来的な県内の他自治体・他エリアへの横展開や、持続的な価値創出を見据えた本質的な検討を指すものであります。</p> |

| No | 質問内容  | 回答   |
|----|---|--|
| 11 | <p>予定される補助金について、“定額”との記載がございますが、補助対象経費であれば、上限 1,000 万円で全額の補助が受けられるという認識で相違はございませんでしょうか。</p>                                   | <p>ご認識の通り、上限 1,000 万円の範囲内であれば、補助対象として認められた経費について、補助率 10 分の 10 とし て補助を受けることが可能です。</p> <p>ただし、経費の計上にあたっては、本事業の実証実験に直接必要と認められる経費であるか、交付申請時および実績報告時に精査を行います。</p> <p>また、税については対象外となります。</p>   |
| 12 | <p>実証フィールドとなる県内市町村との事前調整について、企画提案書提出時点では「打診済」「協議中」「具体的な協力内容について承諾済」等、どの程度の調整状況が求められますでしょうか。</p>                               | <p>本事業におきましては、実証フィールドの所在する県内市町村と連携することを必須と考えており、採択後にスムーズに実証実験を実施することを見据え、企画段階においても事前打診・調整を行っていただく必要があります。</p> <p>一方で、企画提案書の提出時点において、「打診済」「協議中」「具体的な協力内容について承諾済」など、一律に特定の調整状況に達していることを求めるものではありませんが、現在の具体的な調整状況につきましては、企画提案書に記載してください。</p> <p>なお、採点基準にもありますとおり、事前打診が完了し、市町村からより具体的な了承(協力の合意等)を得られている提案につきましては、審査における評価点が高くなります。</p> |
| 13 | <p>国や市町村の既存制度・アプリ等と連携する周辺システムの提案時に、現時点で外部システムの API 仕様やデータ連携方法が未確な場合、暫定的な実証方法での提案は可能でしょうか。</p>                                 | <p>提案段階において外部システムの詳細な仕様が未確定である場合は、暫定的なデータ連携方法による実証実験内容として企画提案いただくことは可能です。</p> <p>ただし、その場合であっても、将来的な社会実装(本連携の実現性)を見据えた仮説や、採択後の WG 等における調整計画を企画提案書に明記してください。</p>   |
| 14 | <p>ふるさと住民登録制度モデル事業に参加中の市町村を実証フィールドとし、当該モデル事業本体ではなく、登録者の属性分析、地域活動・短期就労・移住への誘導、EBPM 等の周辺施策の提案は、本公募の対象となりますか。</p>                | <p>提案内容に対して個別に対象となるかどうかを回答することは差し控えさせていただきますが、少なくとも国等の委託事業や補助対象事業等である場合には提案することはできませんので、内容・費用等を完全に切り分けていただくことが必要です。</p>  |
| 15 | <p>「今年度内での実証実験の実施および完了が必要」とされていますが、アプリ開発を伴う提案の場合、「完了」とはプロトタイプの開発と利用者テストの実施をもって完了とみなしてよいでしょうか。それとも、正式版のリリース・本格運用まで求められますか。</p> | <p>プロトタイプの開発と、それを用いた利用者テスト(実証実験)の実施、および実証によって得られた成果や課題の検証・報告をもって「完了」とみなして差し支えありません。</p> <p>本事業の期間内において、正式版のリリースや本格運用までを必須とはしていませんが、次年度以降の本格的な社会実装に向けて、実証実験を通じてどのような有効性や課題が把握できたかを明確に示せるような実証実験内容として、企画提案してください。</p>  |

| No | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|
| 16 | <p>「企画提案書等の著作権は、応募者に帰属する」とされていますが、本補助金を活用して開発されたアプリ・システムの知的財産権(著作権・特許権等)の帰属についてはどのように整理されますか。</p>           | <p>本補助金を活用して開発されたアプリやシステム等に係る知的財産権(著作権・特許権等)については、原則として応募者に帰属するものと想定しています。</p>  |
| 17 | <p>アプリ開発に必要なクラウドサーバー(AWS等)の利用料について、年間契約が一般的ですが、補助事業実施期間を超える契約の場合、日割り計算により補助事業実施期間分のみを対象経費とする理解でよいでしょうか。</p> | <p>ご認識の通り、補助対象となる経費は、原則として補助事業実施期間内に対象業務が実施され、支払いが完了したものに限られます。</p> <p>そのため、クラウドサーバー等の契約期間が補助事業期間を超える場合は、日割り又は月割り等により、補助事業実施期間に対応する費用のみを適切に按分して計上してください。補助事業実施期間外にかかる費用については補助対象外となります。</p> |